

平成23年(フ)第17300号





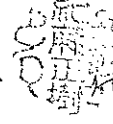
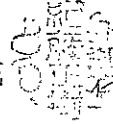

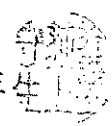
破産者 株式会社安愚楽牧場

要 請 書

2012年5月24日

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産管財人 渡 邊 顕 先生

債権者	ほか6318名代理人	弁護士	紀藤正樹	
同		弁護士	平澤慎一	
同		弁護士	鈴木喜久子	
同		弁護士	塚田裕二	
同		弁護士	木村裕二	
同		弁護士	中川素充	
同		弁護士	山口貴士	
同		弁護士	荻上守生	

外50名

要請の趣旨

破産者の債権者集会（平成24年5月30日）に際して、破産者の代表取締役である三ヶ尻久美子氏をはじめ破産者の役員ら（取締役、監査役、執行役員など）の全員の出席を求める。

要請の理由

破産者に対する出資者は約7万3000人、出資金額は約4300億円とされ、被害者数、被害金額からすれば、戦後最大の投資被害事件である。

当職らは、破産者が勧誘していた和牛預託オーナー制度に応じて「オーナー」となった債権者の代理人によって構成される弁護士（全国安愚楽牧場被害対策弁護士。以下、「当弁護士」という。）である。現在、約6300人の債権者から委任を受けている。また、当弁護士のほか全国各地に当弁護士と連携している12の弁護士があり、約1200人の債権者が依頼している。全体として、約7500人、債権者の約1割を擁している。

当職らは、弁護士結成当初より、破産者のビジネスモデル自体の問題性、違法性、破産者の経営陣による資産管理・経営状況の不透明さ、破綻に至る経緯、破産者が平成23年8月に民事再生の手続の申立をした経緯とその後の破産者及び破産者の経営陣の対応について問題性があることを指摘してきた。実際に、消費者庁は、平成23年11月30日、破産者の繁殖牛の全頭数が、オーナーの持分及び共有持分を合計した数値に比して過少であった（平成19年以降で55.9～69.5%）ことから、景品表示法違反（優良誤認表示）であるとして、破産者に対し、措置命令を行った。このことは、破産者の和牛オーナー商法の欺瞞性を表している。

破産者は、これまで破産者の各業務に関してそれぞれ担当の役員を配置し、業務を行ってきていた。

そこで、破産者の上記問題点を明らかにし、債権者集会における議論を充実させるためには、現に経営を行っていた破産者の代表取締役である三ヶ尻久美子氏のみならず、破産者の各業務に携わってきた破産者の役員（取締役、監査役、執行役員等）の債権者集会の出席が不可欠である。また、このことは、当弁護団に依頼している債権者のみならず、全国の各弁護団に依頼している債権者、ひいてはすべての債権者の要求と言っても過言ではない。

破産法でも、

- ① 債権者集会の期日には、破産者を呼び出さなければならないとしていること（破産法136条）
- ② 破産管財人、債権者委員会の請求、債権者集会の決議に基づく請求があったときには、破産者の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人、それらに準ずる者及び破産者の従業者（但し、裁判所の許可を要す）は、破産に関し必要な説明をしなければならないとしていること（破産法40条3号、4号、5号）

からすれば、代表取締役である三ヶ尻久美子氏をはじめ、破産者の取締役、監査役、には、当然に、債権者集会の出席義務があるものというべきである。また、他の執行役員についても、債権者集会における議論を充実させるためにも、これに準ずる者として、債権者集会への出席をさせるべきである。

以上